

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省令〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働六一)

〔法規的告示〕

- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
(財務・農林水産一二)
- 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件
(同一二)
- 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件
(同二三)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第49条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件
(厚生労働一五七)

- | | | | | |
|---|---|--|--|--|
| 四 | 三 | 二 | 一 | 四 |
| ○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(農林水産七三一) | ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する件
(同一五九) | ○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(農林水産七三二) | ○農業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件
(同七三二) | ○特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群)に関する令和七管年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
(農林水産七三五) |
| ○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(同七三三) | ○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(同七三三) | ○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(農林水産七三四) | ○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
(同七三四) | ○道路に関する件
(中部地方整備局六六) |
| ○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する | ○人事異動 | ○国会事項 | ○浄化槽の型式を認定した件
(近畿地方整備局六八) | ○海上保安庁の型式を認定した件
(海上保安庁六九) |
| 告示(原子力規制委四) | 内閣府 財務省 | 〔官庁報告〕
〔皇室事項〕 | 〔官庁報告〕 | 〔官庁報告〕 |

〔その他告示〕

- 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群)に関する令和七管年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
(農林水産七三五)

- 裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、
特種清算、再生、所有者不明関係、
会社その他

省

令

○厚生労働省令第六十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十九日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第三（第二百四条関係）		別表第三（第二百四条関係）			
改	正	後	改	正	前
毒 薬 (略)	毒 薬 (略)		毒 薬 (略)	毒 薬 (略)	
劇 薬 (略)	劇 薬 (略)		劇 薬 (略)	劇 薬 (略)	
有機薬品及びその製剤 百十の十三 (略)	有機薬品及びその製剤 百十の十三 (略)		有機薬品及びその製剤 百十の十三 (略)	有機薬品及びその製剤 百十の十三 (略)	
百十の十四 ベランタマブ マホドチソ 及びその製剤 百十の十五～百十の二十七 (略)	百十の十四～百十の二十六 (略)		百十の十四～百十の二十六 (略)	百十の十四～百十の二十六 (略)	
百十一～百四十二 (略)	百十一～百四十二 (略)		百十一～百四十二 (略)	百十一～百四十二 (略)	
別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 二百六 びその製剤 二百七～二百四十七 (略)	別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 二百六 マホドチソ及 びその製剤 二百七～二百四十七 (略)		別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 二百六～二百四十六 (略) (新設)	別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 二百六～二百四十六 (略) (新設)	

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

農林水産大臣 財務大臣 加藤 勝信
江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

償還期限		利率		償還期限		利率	
五年以下	年九厘五毛	五年以下	年九厘五毛	六年以下	年一分二厘五毛	六年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分五毛	五年を超え七年以下	年一分五毛	六年を超え八年以下	年一分三厘五毛	六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
七年を超え九年以下	年一分一厘五毛	七年を超え九年以下	年一分一厘五毛	八年を超え十年以下	年一分四厘五毛	八年を超え十年以下	年一分四厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分二厘五毛	九年を超え十一年以下	年一分二厘五毛	十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛	十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
下一年を超え十二年以下	年一分三厘五毛	下一年を超え十二年以下	年一分三厘五毛	下一年を超え十三年以下	年一分四厘五毛	下一年を超え十三年以下	年一分四厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分四厘五毛	十二年を超え十三年以下	年一分四厘五毛	十三年を超え十五年以下	年一分五厘五毛	十三年を超え十五年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分五厘五毛	十三年を超え十五年以下	年一分五厘五毛	十四年を超え十七年以下	年一分七厘五毛	十四年を超え十七年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分六厘五毛	十五年を超え十六年以下	年一分六厘五毛	十六年を超えて十八年以下	年一分七厘五毛	十六年を超えて十八年以下	年一分七厘五毛
十八年を超えて二十五年以下	年一分八厘	十八年を超えて二十五年以下	年一分八厘	二十年を超えて二十八年以下	年一分九厘	二十年を超えて二十八年以下	年一分九厘

償還期限		利率		償還期限		利率	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
年一分八厘	年一分九厘	年一分八厘五毛	年一分九厘	年一分七厘五毛	年一分八厘五毛	年一分六厘五毛	年一分七厘五毛

		償還期限		利 率			
五年以下		年九厘五毛		年一分二厘五毛			
五年を超えて七年以下		年一分五毛		年一分二厘五毛			
七年を超えて九年以下		年一分三厘五毛		年一分四厘五毛			
九年を超えて十一年以下		年一分四五厘五毛		年一分四厘五毛			
十年を超えて十二年以下		年一分三厘五毛		年一分三厘五毛			
十二年を超えて十三年以下		年一分四五厘五毛		年一分四五厘五毛			
十三年を超えて十五年以下		年一分六厘五毛		年一分六厘五毛			
十四年を超えて十六年以下		年一分七厘五毛		年一分八厘五毛			
十五年を超えて十七年以下		年一分八厘五毛		年一分八厘五毛			
十六年を超えて十八年以下		年一分九厘		年一分九厘			
十七年を超えて三十五年以下		(新設)		(新設)			
十八年を超えて三十五年以下		年一分八厘		年一分八厘			

		改 正 後		改 正 前			
		農林水産大臣 江藤 拓		財務大臣 加藤 勝信			
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入金の条件として定められた利率（その利率が年三・〇五パーセントを超える場合は、年三・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。		中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入金の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。		中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入金の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。			
この告示は、公布の日から施行する。		この告示は、公布の日から施行する。		この告示は、公布の日から施行する。		この告示は、公布の日から施行する。	
この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。		この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。		この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。		この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。	

○厚生労働省告示第百五十七号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。
令和七年五月十九日

令和七年五月十九日

令和七年五月十九日

改	正	後	改	正	前
一～七 (略)	八 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	八 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	一～七 (略)	八 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	八 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
(1)～(734) (略)	(1)～(734) (略)	(1)～(734) (略)	(1)～(734) (略)	(1)～(734) (略)	(1)～(734) (略)
(735)～(1250) ドロスピレノン (略)	(735)～(1250) ドロスピレノン (略)	(735)～(1249) (略)	(735)～(1249) (略)	(735)～(1249) (略)	(735)～(1249) (略)
九 (略)	九 (略)	九 (略)	九 (略)	九 (略)	九 (略)

○厚生労働省告示第百五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
(1)～(329) (略)					

別表第1

1 次に掲げる成分を含有する製剤（林外診断用医薬品（専ら疾患の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）

(1)～(329) (略)

別表第1

1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾患の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）

(1)～(329) (略)

○厚生労働省告示第百五十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第二百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

(330) ベランタマブ マホドチン（遺伝子組換え）	(新設)
(331)～(376) (略)	2～4 (略)

○農林水産省告示第七百三十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改めることとする。

改	正	後	改	正	前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分八厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行ふ資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分八厘以内となる資金にあつては、年三分五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行ふ資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあつては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行ふ資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあつては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行ふ資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあつては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行ふ資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあつては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行ふ資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあつては、年三分一厘五毛とする。

附 則

1)の告示は、公布の日から施行する。

1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾患の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）

農業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号及び第三条第四項の規定に基づき、農業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		(貸付利率の上限)	
		改	正
		後	
第七条 法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。			
一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	二 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金
五 令第二条の表の第三号に掲げる資金(次号に掲げる資金を除く。)	年一分八厘	年一分八厘	年一分八厘

		(貸付利率の上限)	
		改	正
		前	
第七条 法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それと同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。			
一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	二 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの
七 令第二条の表の第四号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	八 令第二条の表の第五号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	九 令第二条の表の第六号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	十 令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの
五 令第二条の表の第三号に掲げる資金(次号に掲げる資金を除く。)	年一分九厘	年一分九厘	年一分八厘

六 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘	七 令第二条の表の第四号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
五 令第二条の表の第五号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘	六 令第二条の表の第六号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘
四 令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	七 令第二条の表の第八号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
三 令第二条の表の第三号に掲げる資金(次号に掲げる資金を除く。)	年一分九厘	八 令第二条の表の第九号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
二 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	九 令第二条の表の第十号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	十 令第二条の表の第十一号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘

六 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	七 令第二条の表の第四号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
五 令第二条の表の第五号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	六 令第二条の表の第六号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
四 令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	七 令第二条の表の第八号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
三 令第二条の表の第三号に掲げる資金(次号に掲げる資金を除く。)	年一分九厘	八 令第二条の表の第九号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
二 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	九 令第二条の表の第十号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	十 令第二条の表の第十一号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘

附則	2 1 この告示は、公布の日から施行する。
	2 この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。
O 農林水産省告示第七百三十三号	農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第十一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号(農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件)の一部を次のように改正する。
	令和七年五月十九日
	この表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分八厘とする。
	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。

2 1 この告示は、公布の日から施行する。

この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他の告示

○農林水産省告示第百三十五号

農業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月一日農林水産省告示第二千一百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年五月十九日 農林水産大臣 江藤 拓
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一 (略)	第一 (略)
第二 まあじ	第二 まあじ
一 (略)	一 (略)
二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）	二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
(単位：トン)	(単位：トン)
都道府県	都道府県別漁獲可能量
(略)	(略)
鹿児島県	4,900

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型 まき網漁業	49,400
(略)	(略)

第三～第九 (略)

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型 まき網漁業	51,400
(略)	(略)

第三～第九 (略)

○中部地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十九日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十九日 中部地方整備局長 佐藤 寿延

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 二十二号
- (三) 道路の区域 区間

変更前	変更後	敷地の幅員	延長
川町黒田十一ノ通り一六二番一まで	川町丹陽町九日市場字上田一四番一から同市木曾	四一・四九 一〇・五六メートル	九九キロメートル 一一一

(四) 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十八号

浄化槽法（昭和五八年法律第二百二号）第十二条第一項の規定に基づき、令和七年四月二十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年五月十九日 近畿地方整備局長 長谷川朋弘

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：担体流動ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号 (株)クボタ 代表取締役 北尾 裕一
工場の所在地及び名称	茨城県北茨城市磯原町上相田1099-46 日東電気(株) 磯原工場 栃木県日光市足尾町4447番地 足尾化学工業(株) 滋賀県甲賀市水口町下山40-1 (株)吉中化成 沖縄県うるま市田場1836-1 (有)三和工業 福岡県宮若市上有木95番地 (株)協立 九州工場
認定番号	淨化槽の名称
6-25-H-001	クボタ浄化槽 KTZ II-1 A型
" -1	" KTZ II-1 A II型
" -2	" KTZ II-2 A型
" -3	" KTZ II-3 A型

衆議院

国公事項

議案送付

五月十五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るために建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

質問書提出

五月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「(略)堆肥の農業利用および環境負荷軽減に関する質問主意書(杉村慎治提出)

水田の持続可能性及び陸稲の活用に関する質問主意書(杉村慎治提出)

学校における色覚の一斉検査に関する質問主意書(杉村慎治提出)

議事日程

五月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第二十号
令和七年五月十六日(金曜日)

午前十時開議

第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 情報通信技術の進展等に対応するための防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五号)審査報告書

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五号)審査報告書

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

人事異動

住所 さいたま市北区
ジョン・アントニオ・トウェスター・タカハシ
昭和52年7月24日生

住所 東京都大田区
陳美玲 昭和40年9月17日生

住所 茨城県取手市
賀礼玲 昭和61年7月17日生

住所 東京都杉並区
張尋 平成元年3月9日生

住所 兵庫県姫路市
季賀代 昭和39年2月21日生

住所 広島県三原市
エディリシンド・アラッチラグ・ステン・マドュシャン・ニルマラ・エディリシング 平成5年5月27日生

住所 東京都中央区
佐藤 伸航 平成6年4月29日生

住所 王莉萍 平成4年10月26日生

住所 北九州市八幡西区
季朱鶴 平成6年11月30日生

住所 静岡県富士宮市
フラン・サブコタ 平成元年12月26日生

住所 千葉県印西市
巴哈爾木拉丁 平成2年9月1日生

住所 亞庫甫爾斯慢 平成3年7月19日生

住所 愛知県長久手市
李海林 平成6年9月7日生

住所 東京都東村山市
王仁儒 平成7年1月9日生

住所 富山市
ミレナ・アユミ・シミズ・オカムラ・ブランダオ 平成9年4月26日生

住所 北九州市八幡西区
リタ・アレル 平成6年9月18日生

住所 北九州市小倉南区
アンドリ・ソノダ・ブリジマ 昭和62年3月26日生

住所 福岡県糟屋郡粕屋町
ラメス・カダカ 平成3年1月11日生

住所 リヤンス・カダカ 令和3年11月12日生

住所 東京都墨田区
鄧光美 昭和42年8月11日生

住所 東京都墨田区
鄧麗珍 昭和48年2月9日生

住所 大阪府守口市
馬綸文 平成9年12月13日生

第五 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十一 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十三 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十四 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十五 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十六 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十七 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十八 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十九 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十一 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十二 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十三 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十四 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十五 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十六 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十七 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十八 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二十九 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三十 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三十一 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

臣姫事項

行跡

皇后陛下は、五月十三日午前十時四十分御出門、令和七年全国赤十字大会に御臨席のため明治神宮会館(渋谷区)へ行啓、午後零時二十分還啓になった。

臣姫報批

住所 大阪市住吉区
ソウ・ヤン・ナイン 平成7年6月13日生
住所 大阪府岸和田市
リッキー・ディーン・パッシー 平成27年1月17日生
リオ・カルバン・パッシー 平成29年7月13日生
住所 大阪市西成区
翁鶴 平成元年9月29日生
住所 大阪市平野区
杜剣博 平成2年11月29日生
住所 大阪市西区
孫志剛 昭和51年7月27日生
孫佳睿 平成15年8月20日生
住所 大阪府寝屋川市
ランドリアマナンツア・オリヴィエ・ステファン 昭和61年1月4日生
住所 大阪府枚方市
林玉玲 昭和58年2月14日生
住所 大阪市中央区
ラファエル・ケン・ダシガン・バカン 平成12年9月20日生
住所 堺市堺区
劉岱森 平成10年4月16日生
住所 東京都板橋区
金成葉 平成6年7月20日生
住所 福岡市城南区
権吾昶 昭和56年4月22日生
住所 愛知県尾張旭市
謝綾晨 昭和58年2月6日生
謝明佳 平成30年6月6日生
住所 愛知県稻沢市
ポウデル・プラカシュ 昭和54年7月1日生
住所 愛知県高浜市
アントニオ・カルロス・デ・ソウザ 昭和60年1月18日生
シルバナ・サユリ・シモダ・アルベス・デ・ソウザ 昭和60年6月12日生
エイミ・ガブリエラ・シモダ・アルベス・デ・ソウザ 平成23年1月12日生
ユカリ・ペアトリス・シモダ・アルベス・デ・ソウザ 平成26年1月16日生
住所 愛知県安城市
李奇 昭和60年5月5日生
李兆洋 平成30年2月1日生
李兆浩 令和元年11月5日生
李兆瀚 令和元年11月5日生

住所 愛知県豊田市
カテリン・アン・ディオニシオ 平成10年8月14日生
住所 名古屋市昭和区
ヴィトル・サトウ・ダ・シルバ 平成元年12月5日生
住所 名古屋市北区
バスニヤット・ディリ・ラズ 昭和62年2月24日生
バスニヤット・ディビヤナ 令和3年9月25日生
住所 愛知県知多市
アル・シャロウ・シャーマーン 昭和59年8月2日生
住所 北海道上川郡愛別町
朱玉娟 昭和51年1月28日生
住所 東京都足立区
程誠 平成6年4月29日生
住所 東京都江東区
阿日亞 平成23年3月26日生
住所 東京都八王子市
郝微亜 昭和58年1月7日生
住所 広島市中区
金政江 昭和29年6月23日生
周真紀 昭和53年5月8日生
住所 岡山県倉敷市
周美紀 昭和50年12月19日生
住所 鹿児島県鹿屋市
スジタ・ピャクレル 平成10年4月15日生
ラム・バブ・ダカル 平成8年9月22日生
アタルヴァ・ダカル 令和5年7月19日生
住所 千葉県野田市
ムクンダ・リザル 平成7年6月28日生
住所 広島県呉市
申泰珠 昭和31年10月23日生
住所 広島市西区
権養燮 昭和26年2月3日生
権美華 昭和55年8月19日生
住所 広島県呉市
朴雅子 昭和33年4月16日生
住所 広島市南区
吳垂利沙 昭和63年7月5日生
住所 広島市西区
吳寿 平成3年3月26日生
吳梨華 平成6年5月13日生
住所 広島県安芸郡府中町
鄭鉉龍 昭和29年7月3日生
具晴美 昭和36年3月21日生
鄭治京 昭和59年6月27日生

公 告

概 謹 告

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁立川支部検察官
令和7年検第373・374号大麻取締法違反被疑事件
(令和7年府外領第162号) 1. 大麻31.31g

宇都宮地方検察庁栃木支部検察官
令和5年検第100615号窃盗被告事件 (令和7年領第138号) 1. 銅線ケーブル968本 2. 銅線ケーブル17組 3. カーテン2枚 4. タグ2個 5. 工具箱1箱 6. リュックサック1個 7. ウエストポーチ1個 8. 現金83円 9. 鍵束1束 10. 脚立1脚 11. タイヤ1本 12. サンダル1足 13. 運動靴1個 14. ギターケース1個 15. ケーブルカッター2本 16. ナンバープレート3枚

水戸地方検察庁下妻支部検察官
令和7年検第117号無免許過失運転致傷、道路交通法違反被疑事件 (令和7年領第144号) 1. 電線80本

大阪地方検察庁検察官
令和5年検第10878号住居侵入、窃盗被疑事件 (令和6年領第3465号) 1. アクセサリー片3個 2. 外国通貨 (アメリカ合衆国120ドル、20セント、香港2ドル、195セント、シンガポール10セント、フィリピン40セントモ、中華人民共和国5角、中華民国6ユアン、5ジニアオ、大韓民国960ウォン、ドイツ1ペニヒ、ニュージーランド10セント、オーストラリア4ドル、7セント、ユーロ2ユーロ、170セント、カナダ10セント) 3. 盗難防止ネジ取付具1本 4. 懐中電灯1個 5. ネックレス1個 6. ビニール袋1枚 7. ドライバーセット1個 8. ズボン2本 9. ポロシャツ2着 10. 作業上着2着 11. 手袋4双 12. 手袋(片方のみ)4個 13. リュックサック2個 14. ガスボ

ンペ5本 15. ドライバー4本 16. 金属片2個 17. トートバッグ1個 18. ピアス1個 19. 手提げバッグ1個 20. 長財布1個 21. 小物入れ1個 22. 指輪1個 23. パール3本 24. 靴2足 25. 帽子5個 26. 袋3袋 27. 南京錠1個 28. 巾着袋3袋 29. ティッシュケース1個 30. タッパ1個 31. 現金3,700円 32. 古銭17個 33. タイルスクレーパー1個
令和6年検第10391号窃盗被疑事件 (令和6年領第6750号) 1. 現金339,149円
令和6年検第8643号詐欺被告事件 (令和6年領第11748号) 1. 現金430,000円
令和6年検第19220号窃盗被疑事件 (令和6年領第12130号) 1. 現金404,046円
令和6年検第11728号窃盗被告事件 (令和6年領第12727号) 1. ドリンクホルダー1個 2. 空気入れ1個 3. 自転車5台
令和6年検第20650号窃盗被疑事件 (令和6年領第12981号) 1. 現金470,000円「受還付人スマート・ウィリアム・クリフォート」
山形地方検察庁米沢支部検察官
令和7年検第100006号窃盗被告事件 (令和7年領第24号) 1. ウイスキー101本 2. テキーラ6本 3. ハイボール32本
名古屋地方検察庁検察官
令和4年検第111850号大麻取締法違反被疑事件 (令和5年領第370号) 1. 大麻草0.573g 2. クラッシャー2個 3. ガラスパイプ1個 4. パイプ1個 5. S I Mカード1枚 6. シール4枚 7. スマートフォン5台 8. I Cカード5枚 9. 通帳1通 10. ノート4冊 11. 外国紙幣ベトナム5000ドン3枚 12. 外国紙幣ベトナム2000ドン1枚 13. 外国紙幣ベトナム1000ドン1枚 14. 外国紙幣ベトナム500ドン3枚 15. 外国紙幣ベトナム200ドン1枚 16. 箱1箱 17. ビニール袋1袋 18. 手帳1冊 19. ご利用明細票5枚 20. 送り状2枚 21. 外国紙幣米国2ドル1枚 22. 紙片1枚 23. 現金1,244,000円 24. レターパックプラス1枚 25. 化粧品1個 26. 泡立ちネット1個
大阪地方検察庁岸和田支部検察官
令和7年検第149号窃盗被疑事件 (令和7年領第107号) 1. プレスレット1本

令和7年(家)第30096号
 千葉県市原市牛久814番地1
 申立人 有限会社れんげの里
 本籍東京都目黒区下目黒3丁目604番地、最後の住所千葉県市原市牛久814番地1れんげの里、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和7年1月8日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和23年5月5日、職業無職
 被相続人 亡 小倉 茂
 事務所千葉県船橋市本町5丁目4番2号森ビル3階佐野総合法律事務所船橋駅前オフィス
 相続財産清算人 弁護士 大澤 潤也
 催告期間満了日 令和7年12月23日
 千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30101号
 千葉市緑区菅田町1丁目825番地5
 申立人 池田 誠人
 本籍千葉県船橋市前原西4丁目614番地、最後の住所千葉県市原市米原273番地151グループホームコイデ、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和7年1月29日、出生の場所千葉県船橋市、出生年月日昭和43年3月13日、職業無職
 被相続人 亡 湯浅 新一
 事務所千葉市中央区新田町1-1 IMI未来ビル7階 弁護士法人リーガルプラス千葉法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 今井 浩統
 催告期間満了日 令和7年12月22日
 千葉家庭裁判所

令和7年(家)第235号
 千葉県夷隅郡御宿町御宿台230番地4
 申立人 高梨 康弘
 本籍千葉県いすみ市下布施3344番地2、最後の住所千葉県いすみ市下布施3344番地2、死亡の場所千葉県鴨川市、死亡年月日令和7年2月15日、出生の場所千葉県夷隅郡布施村、出生年月日昭和16年12月4日、職業無職
 被相続人 亡 高梨美知子
 事務所千葉市中央区本千葉町1番1号 日土地千葉中央ビル5階 コンバサーレ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 濱木 昭宏
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 千葉家庭裁判所一宮支部

令和6年(家)第71414号
 東京都北区王子本町1丁目15番22号
 申立人 東京都北区福祉事務所長
 本籍東京都北区上十条1丁目10番地1、最後の住所東京都北区上十条1丁目22番17号第2柿の木荘1号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和4年10月7日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和25年7月6日、職業無職
 被相続人 亡 北村 健一
 事務所東京都新宿区四谷三栄町3番7号森山ビル東館3階 永野・山下・平本法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山下 敏雅
 催告期間満了日 令和7年12月1日
 東京家庭裁判所

令和6年(家)第73488号
 東京都板橋区大山東町44-8
 申立人 東京都板橋都税事務所長
 本籍東京都品川区旗の台4丁目13番、最後の住所東京都板橋区高島平8丁目20番10-201号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日推定令和3年3月23日、出生の場所東京府東京市本郷区、出生年月日昭和15年8月20日、職業不明
 被相続人 亡 森田 幸男
 事務所東京都豊島区南池袋2丁目33番6号佐藤ビルディング6階東京はやぶさ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 吉田 隆宏
 催告期間満了日 令和7年12月1日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第70587号
 東京都中央区八重洲2丁目10番17号
 申立人 株式会社商工組合中央金庫
 本籍千葉県富津市西大和田902番地53、最後の住所東京都葛飾区金町5丁目21番7号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令和6年2月22日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和38年6月13日、職業会社代表者
 被相続人 亡 白鳥 敬
 事務所東京都千代田区神田多町2丁目11番力ツミビル5階 弥生共同法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 川村 理
 催告期間満了日 令和7年12月1日
 東京家庭裁判所

令和7年(家)第15047号
 新潟県佐渡市長石147番地8
 申立人 鎌倉真由美
 本籍新潟県佐渡市石名41番地4、最後の住所新潟市西区ときめき西2丁目11番地8、死亡の場所新潟県新潟市西区、死亡年月日令和5年5月1日、出生の場所新潟県佐渡郡佐和田町、出生年月日昭和50年7月19日、職業無職
 被相続人 亡 神崎 博昭
 主たる事務所新潟市中央区学校町通一番町12番地
 相続財産清算人 弁護士法人青山法律事務所
 催告期間満了日 令和7年11月28日
 新潟家庭裁判所

令和7年(家)第759号
 富山市新桜町7番38号
 申立人 富山市長 藤井 裕久
 本籍神奈川県三浦郡葉山町一色2157番地4、最後の住所富山市小杉1538番地25、死亡の場所富山市、死亡年月日平成30年1月13日、出生の場所神奈川県三浦郡葉山町、出生年月日昭和13年8月17日、職業不詳
 被相続人 亡 稲子 順子
 富山市本町9番10号 大同生命富山ビル6階くさの法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 草野友里恵
 催告期間満了日 令和7年11月25日
 富山家庭裁判所

令和7年(家)第8519号
 石川県金沢市大手町2番24-401号
 申立人 三野 和宏
 本籍愛媛県八幡浜市保内町川之石6番耕地151番地、最後の住所石川県河北郡津幡町字潟端344番地1 住宅型有料老人ホームみづほガーデン、死亡の場所石川県河北郡津幡町、死亡年月日令和6年7月28日、出生の場所愛媛県西宇和郡保内町、出生年月日昭和35年11月26日、職業不明
 被相続人 亡 二宮 基嘉
 事務所石川県金沢市大手町2番24-401号
 相続財産清算人 三野 和宏
 催告期間満了日 令和7年11月25日
 金沢家庭裁判所

令和7年(家)第5007号
 福井県敦賀市原13号7番地
 申立人 西福寺
 本籍三重県龜山市本町4丁目778番地、最後の住所福井県敦賀市原13号7番地 西福寺内、死亡の場所福井県敦賀市、死亡年月日令和6年6月2日、出生の場所神奈川県横浜市金沢区、出生年月日昭和34年9月30日、職業寺務員
 被相続人 亡 鈴木 正行
 事務所福井県敦賀市鉄物師町4-8森口ビル1階 高辻俊一法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 高辻 俊一
 催告期間満了日 令和7年12月1日
 福井家庭裁判所敦賀支部

令和7年(家)第7026号
 長野県飯山市大字飯山1110番地1号
 申立人 飯山市長
 本籍長野県飯山市大字富倉1833番地、最後の住所長野県飯山市大字飯山7915番地1水上団地C-325、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和2年10月10日、出生の場所長野県飯山市、出生年月日昭和35年1月28日、職業無職
 被相続人 亡 深堀 信一
 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2688番地1
 相続財産清算人 司法書士 高野 哲浩
 催告期間満了日 令和7年11月25日
 長野家庭裁判所

令和7年(家)第3017号
 長野県佐久市中込1923番地
 申立人 石山 世一
 本籍長野県佐久市三分424番地、最後の住所長野県佐久市下越175番地口一2、死亡の場所長野県佐久市、死亡年月日令和6年12月5日、出生の場所長野県南佐久郡田口村、出生年月日昭和3年2月26日、職業無職
 被相続人 亡 油井 茂雄
 長野県佐久市中込2番地3
 相続財産清算人 司法書士 高 裕次
 催告期間満了日 令和7年11月25日
 長野家庭裁判所佐久支部

令和7年(家)第40029号
長野県北安曇郡池田町大字池田2134番地42
申立人 勝野 竜一
本籍長野県北安曇郡池田町大字池田4346番地、最後の住所長野県北安曇郡池田町大字池田2134番地9、死亡の場所長野県北安曇郡池田町、死亡年月日令和3年12月11日、出生の場所長野県北安曇郡池田町、出生年月日昭和21年11月4日、職業無職
被相続人 亡 青木 弘一
事務所長野県松本市北深志2-3-5 高野尾法律事務所
相続財産清算人 高野尾三穂
催告期間満了日 令和7年12月8日
長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第30008号
静岡県焼津市五ヶ堀之内355番地の1
申立人 大橋 昭吾
本籍静岡県静岡市葵区田町3丁目87番地2、最後の住所静岡県静岡市葵区田町3丁目87番地の2、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和元年12月27日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和45年9月7日、職業無職
被相続人 亡 鈴木 隆佳
静岡県藤枝市岡部町岡部28番地の7 司法書士金子伸也事務所
相続財産清算人 司法書士 金子 伸也
催告期間満了日 令和7年12月14日
静岡家庭裁判所

令和7年(家)第80046号
奈良県生駒市壹分町607番地34
申立人 早野夕紀子
本籍大阪府茨木市宮元町6番、最後の住所大阪府茨木市宮元町6番1号、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日令和6年2月7日、出生の場所大分県下毛郡本耶馬溪町、出生年月日昭和18年1月23日、職業不明
被相続人 亡 沖原 昌子
大阪市北区西天満6-7-2 S Rビル梅新5階
相続財産清算人 弁護士 上田 憲
催告期間満了日 令和7年12月23日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40094号
兵庫県明石市中崎2丁目4-1-1222
申立人 西尾小夜子

本籍神戸市垂水区南多聞台4丁目3番、最後の住所神戸市垂水区南多聞台4丁目3番13号、死亡の場所神戸市西区、死亡年月日令和6年8月8日、出生の場所神戸市垂水区、出生年月日昭和37年7月2日、職業自営業
被相続人 亡 西尾 泰広
神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階
弁護士法人東町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 今井 陽子
催告期間満了日 令和7年11月28日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第20116号
大阪府池田市五月丘2-4-109-205
申立人 田中 幸子
本籍大阪府大阪市福島区福島6丁目20番地、最後の住所兵庫県宝塚市雲雀丘2丁目5番57号、死亡の場所兵庫県川西市、死亡年月日令和6年11月9日、出生の場所大阪府大阪市福島区、出生年月日昭和19年2月2日、職業会社代表者
被相続人 亡 石田 資晴
兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館AMIS5階弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所
相続財産清算人 弁護士 足立友季世
催告期間満了日 令和7年12月1日
神戸家庭裁判所伊丹支部

令和7年(家)第202号
兵庫県三田市あかしあ台3丁目28番地4棟403号
申立人 馬場 佳代
本籍兵庫県丹波篠山市日置511番地1、最後の住所兵庫県丹波篠山市日置280番地、死亡の場所兵庫県丹波篠山市、死亡年月日令和7年1月22日、出生の場所兵庫県多紀郡篠山町、出生年月日昭和11年7月21日、職業無職
被相続人 亡 植野八重子
兵庫県丹波市柏原町柏原185丹有法律事務所
相続財産清算人 弁護士 馬場 民生
催告期間満了日 令和7年12月10日
神戸家庭裁判所柏原支部

令和7年(家)第70004号
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
申立人 兵庫県
本籍兵庫県飾西郡筋野村181番屋敷、最後の住所兵庫県飾西郡筋野村181番屋敷、死亡の場所不明、死亡年月日明治35年3月15日、出生の場所不明、出生年月日天保10年5月14日、職業不明
被相続人 亡 乗船作太郎

事務所兵庫県姫路市安田3丁目103番地の2
弁護士法人藤田・川崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岸本 哲
催告期間満了日 令和7年11月28日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第168号
兵庫県小野市中島町531番地
申立人 小野市
本籍兵庫県小野市葉多町781番地、最後の住所兵庫県小野市上本町248番地の5、死亡の場所兵庫県小野市、死亡年月日令和5年8月25日、出生の場所兵庫県加東郡小野町、出生年月日昭和16年3月30日、職業無職
被相続人 亡 閻橋 賢一
事務所兵庫県小野市王子町22番地1ニーズハイツ王子103号 弁護士法人菜の花支所 菜の花小野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 堀 徳嗣
催告期間満了日 令和7年11月28日
神戸家庭裁判所社支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第4011号
事務所岩手県宮古市大通4丁目4番22号宮古中央ビル2階法テラス宮古法律事務所
申立人 中野 泰義
本籍岩手県花巻市横志田10地割124番地、最後の住所岩手県宮古市和井内第11地割13番地2、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和4年9月8日、出生の場所北海道幌別郡幌別村、出生年月日昭和19年10月23日、職業無職
被相続人 亡 高橋 靖
催告期間満了日 令和7年11月28日
盛岡家庭裁判所宮古支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第1号
長野県上伊那郡宮田村1807番地
申立人 株式会社ニッコー
代表者代表取締役 中村 義則
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月25日
令和7年4月18日 飯田簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 C00151
金額 2,990,000円
支払期日 令和7年4月30日
支払地 長野県飯田市
支払場所 株式会社八十二銀行飯田駅前支店
振出日 令和7年2月28日
振出地 長野県飯田市松尾町1丁目22番地
振出人 木下建設株式会社 代表取締役 木下 勝貴
受取人 株式会社コクサイリーシング
裏書人 株式会社コクサイリーシング 代表取締役 小林 公平
被裏書人 株式会社ニッコー
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号
岐阜県多治見市笠原町字向島2455番地36
申立人 株式会社日興セラミックス・コンポジット
代表者代表取締役 増田 博哉
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月8日
令和7年4月18日 多治見簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 9通
(1)手形番号 YZ29068
金額 709,500円
支払期日 令和7年3月10日
支払地 岐阜県多治見市
支払場所 株式会社大垣共立銀行多治見支店
振出日 白地
振出地 白地
振出人 株式会社日東製陶所 代表取締役 若尾 幸将
受取人 申立人
最終所持人 申立人

(2)手形番号 YZ29078
金額 255,090円
支払期日 令和7年4月10日

(3)手形番号 YZ29087
金額 633,600円
支払期日 令和7年5月10日

(4)手形番号 YZ29097
金額 347,160円
支払期日 令和7年6月10日

(2)及至(4)の約束手形の振出日、支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

(5)手形番号 BC07094
金額 2,720,751円
支払期日 令和7年4月30日
支払場所 株式会社十六銀行多治見支店
振出日 令和6年12月17日
振出人 永大化学株式会社 代表取締役 佐野友保

(6)手形番号 BC07098
金額 626,692円
支払期日 令和7年5月30日
振出日 令和7年1月17日

(5)及び(6)の約束手形の支払地、振出地、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ
(6)の約束手形の支払場所、振出人は(5)の約束手形の記載に同じ

(7)手形番号 YA13266
金額 300,000円
支払期日 令和7年3月20日
支払地 岐阜県土岐市
支払場所 東濃信用金庫駄知支店
振出日 令和6年11月15日
振出地 岐阜県土岐市
振出人 有限会社山作 代表取締役 高井秀延
受取人 有限会社林化学
第一裏書人 有限会社林化学 代表取締役 林真司
第一被裏書人 白地
第二裏書人 永大化学株式会社 代表取締役 佐野友保
第二被裏書人 白地
(7)の約束手形の最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

(8)手形番号 BP09468
金額 115,340円
支払期日 令和7年3月13日
支払場所 株式会社十六銀行妻木下石支店
振出日 令和6年11月10日
振出人 有限会社ヤマキ林金之助商店 代表取締役 林 裕人
受取人 有限会社梅の木工房
第一裏書人 有限会社梅の木工房 代表取締役 宮川 隆明
第二裏書人 N C 化学 長江 新司
第三裏書人 永大化学株式会社 代表取締役 佐野 友保
第三被裏書人 白地
(8)の約束手形の最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ、支払地、振出地、第一被裏書人、第二被裏書人は(7)の約束手形の記載に同じ

(9)手形番号 YA18443
金額 233,391円
支払期日 令和7年4月10日
振出日 令和6年12月10日
振出人 株式会社三井陶器 代表取締役 藤井利浩
受取人 株式会社シンヨー
第一裏書人 株式会社シンヨー 代表取締役 平井 嘉憲
第二裏書人 有限会社日正化学工業所 代表取締役 日比野純一郎
第三裏書人 株式会社ヤマス 代表取締役社長 水野 裕次
第四裏書人 日陶連原料株式会社 代表取締役 土本 正
第四被裏書人 白地
(9)の約束手形の最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ、支払地、支払場所、振出地、第一被裏書人、第二被裏書人は(7)の約束手形の記載に同じ、第三被裏書人は(8)の約束手形の記載に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第1004号
北海道旭川市末広1条9丁目4番16号
申立人 佐々木雅則
本籍北海道芦別市頬城町1番地、最後の住所北海道美唄市落合町緑ヶ丘 沼達正夫方
不在者 佐々木君江
昭和2年3月31日生
届出期間満了日 令和7年8月31日
札幌家庭裁判所岩見沢支部

令和6年(家)第1705号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉5丁目13番7号
申立人 小林 敏子
本籍北海道川上郡弟子屈町字鉛別41線31番地、最後の住所北海道川上郡弟子屈町字鉛別原野42線26番地の16
不在者 田中勝三郎
明治20年10月24日生
届出期間満了日 令和7年8月31日
釧路家庭裁判所

令和6年(家)第414号
東京都中野区中野1丁目53番6号
申立人 田代まり子
本籍埼玉県所沢市大字北秋津446番地1、最後の住所埼玉県所沢市大字北秋津778番地昇莊6
不在者 山上 長
明治44年10月26日生
届出期間満了日 令和7年8月28日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和6年(家)第1116号
千葉県千葉市中央区中央3-8-8中央C1B7階
申立人 不在者高橋茂之不在者財産管理人弁護士 合間 利
本籍千葉県千葉市中央区蘇我1丁目35番地11、最後の住所千葉県千葉市中央区蘇我町2丁目610番地31
不在者 高橋 茂之
昭和46年8月20日生
届出期間満了日 令和7年8月29日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第142号
横浜市港南区港南1丁目3番7号メゾンドール大塚105
申立人 塚田 クニ

本籍神奈川県三浦市南下浦町上宮田1403番地2、最後の住所横浜市港南区港南中央通3番25号
不在者 塚田 芳久
昭和10年10月18日生
届出期間満了日 令和7年8月25日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第9号
静岡県掛川市遊家802番地
申立人 山崎 康江
本籍静岡県掛川市遊家802番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者 山崎 琢磨
昭和10年1月21日生
届出期間満了日 令和7年8月31日
静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年(家)第87号
愛知県豊田市志賀町香九礼1番地51
申立人 橋本 智子
本籍愛知県豊田市志賀町香九礼1番地51、最後の住所愛知県豊田市志賀町香九礼1番地51
不在者 橋本 高志
昭和53年9月15日生
届出期間満了日 令和7年9月1日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和6年(家)第128号
山口県山口市朝田820番地
申立人 石崎美三子
本籍山口県下関市豊田町大字殿敷2002番地、最後の住所山口県豊浦郡豊田町大字矢田434番地
不在者 林 孝二
昭和23年3月7日生
届出期間満了日 令和7年9月5日
山口家庭裁判所下関支部

令和6年(家)第8258号
愛知県新城市宇宮ノ後35番地10
申立人 村松 裕之
本籍宮崎県宮崎市大字赤江409番地、最後の住所宮崎市大字赤江409番地市住172-32
不在者 岡崎眞知子
昭和28年10月15日生
届出期間満了日 令和7年8月31日
宮崎家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第6546号

本籍東京都千代田区岩本町1丁目2番地、最後の住所東京都練馬区春日町3丁目20番3号
不在者 高野 森夫

昭和6年2月18日生

令和7年4月22日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7339号

本籍岩手県一関市川崎町門崎字宮畑196番地、最後の住所東京都足立区弘道1丁目14番21号
五十鈴荘105

不在者 小野寺力男

昭和21年12月8日生

令和7年4月19日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7628号

本籍北海道茅部郡森町字常盤町4番地、最後の住所不詳

不在者 高田 義忠

大正13年10月11日生

令和7年4月22日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7629号

本籍北海道茅部郡森町字常盤町4番地、最後の住所不詳

不在者 高田 露

大正13年3月24日生

令和7年4月22日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7630号

本籍北海道茅部郡森町字常盤町4番地、最後の住所不詳

不在者 高田 文雄

昭和3年3月10日生

令和7年4月22日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7631号

本籍北海道茅部郡森町字常盤町4番地、最後の住所不詳

不在者 高田 正彦

昭和5年10月20日生

令和7年4月22日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第80号

徳島県板野郡上板町七條字栗ノ木前30番地1

債務者 株式会社藤井製材所

代表者代表取締役 藤井 圭

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生長 拓也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時30分

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第506号

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番35号
博多ハイテックビル505

債務者 株式会社アスパラガス

代表者代表取締役 藤原 禅

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高野太一朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後2時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第548号

神奈川県横浜市都筑区中川中央1丁目7番2号801

債務者 株式会社新光

代表者代表取締役 原永 智勝

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡安 知巳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前10時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第113号

岡山県総社市溝口37番地の3

債務者 株式会社総社電工

代表者代表取締役 樋口 裕昭

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥野 哲也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第27号

島根県大田市大田町大田八306番地12

債務者 有限会社日本海クロスタニン販売
代表者取締役 玉井 純悟

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 射場かよ子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時30分

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第38号

鳥取県米子市河崎275番地ラフェスタ河崎305号

債務者 株式会社瑞建

代表者代表取締役 遠藤 望

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸田 和久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分

鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第243号

北九州市小倉北区田町8番9号

債務者 有限会社フジタ事務機

代表者取締役 松村 和夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安元 隆治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第305号

北九州市八幡西区若葉2丁目8番36号

債務者 有限会社紀翔

代表者仮取締役 森 啓輔

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 浩司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第235号	福岡市博多区博多駅前1丁目23番1号 Park Front 博多駅前一丁目5F-B 債務者 株式会社 Faviris 代表者代表取締役 矢野 貴大
1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岩岡 優子	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
令和7年(フ)第40号	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
鹿児島県志布志市志布志町安楽6086番地2 ハーパープレステージB1、旧本店所在地三重県四日市市東坂部町1888番地	3 破産管財人 弁護士 永井誠一郎
債務者 株式会社 松泰 代表者代表取締役 松下 信浩	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時	大阪地方裁判所第6民事部
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
3 破産管財人 弁護士 宮路 真行	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時	3 破産管財人 弁護士 濑合 孝一
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時
令和7年(フ)第215号	大阪地方裁判所第6民事部
埼玉県八潮市大字西袋1238 債務者 株式会社美雅 代表者代表取締役 和田 浩一	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	3 破産管財人 弁護士 高橋 陽介
3 破産管財人 弁護士 高橋 陽介	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時20分
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時20分	さいたま地方裁判所越谷支部破産係
さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第267号
北九州市小倉北区金鶏町8番23号 債務者 株式会社ぢどり屋こた 代表者代表取締役 坂田 好太	福岡地方裁判所久留米支部
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菊池 研太	3 破産管財人 弁護士 米倉 智昭
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前11時30分
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第1383号	令和6年(フ)第944号
大阪府箕面市今宮2丁目3番17号 債務者 株式会社 COMON館 代表者代表取締役 長谷川吉秀	神戸市中央区籠池通7丁目2番21号サンピラ式番館1階東側 債務者 株式会社フォーユーハウジング 代表者代表取締役 村田 稔紀

令和6年(フ)第945号	神戸市中央区籠池通7丁目2番21号サンピラ式番館201号 債務者 村田 稔紀
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横手 章教	3 破産管財人 弁護士 大西 洋至
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前10時45分
大阪地方裁判所第6民事部	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1715号	令和6年(フ)第946号
大阪市住吉区遠里小野3丁目2番3号 債務者 合同会社アミカオートサービス 代表者代表社員 井上 竜太	神戸市中央区籠池通7丁目2番21号サンヴィラ式番館403 債務者 村田 優貴
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 永井誠一郎	3 破産管財人 弁護士 小林 輝征
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時40分
大阪地方裁判所第6民事部	名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1800号	令和7年(フ)第652号
大阪市西成区潮路1丁目6番27号グランドルチエ705号 債務者 株式会社火の鳥 代表者代表取締役 竹内 秀樹	愛知県春日井市稻口町4丁目5番地18号 債務者 株式会社ツツジコーポレーション 代表者代表取締役 石川 智英
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濑合 孝一	3 破産管財人 弁護士 濑合 孝一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時30分	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時40分
大阪地方裁判所第3民事部	名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第653号	令和7年(フ)第653号
札幌市白石区北郷2条14丁目14番地3 債務者 株式会社ガレージフォーレスト 代表者代表取締役 森河智恵子	札幌市白石区北郷2条14丁目14番地3 債務者 株式会社ガレージフォーレスト 代表者代表取締役 森河智恵子
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池内 悠樹	3 破産管財人 弁護士 中島 完
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時20分	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第103号	令和7年(フ)第37号
福岡県久留米市藤光町925番地194 債務者 有限会社藤光建設 代表者代表取締役 菊池 昭博	長野県上高井郡小布施町大字小布施1210番地29 債務者 有限会社エス・エー 代表者代表取締役 関谷 啓次
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時	1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池内 悠樹	3 破産管財人 弁護士 漆原 梢
4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前11時30分	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前10時30分
福岡地方裁判所久留米支部	さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第944号	令和7年(フ)第13号
神戸市中央区籠池通7丁目2番21号サンピラ式番館1階東側 債務者 株式会社フォーユーハウジング 代表者代表取締役 村田 稔紀	大分県竹田市荻町恵良原772番地2 債務者 有限会社彰栄運輸 代表者取締役 甲斐 寿彰
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時	1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濑合 孝一	3 破産管財人 弁護士 濑合 孝一
4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時30分	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後2時30分
神戸地方裁判所第3民事部	大分地方裁判所竹田支部破産再生係
令和7年(フ)第362号	
京都市伏見区深草西浦町1丁目10番地の3口 イヤル深草707号 債務者 有限会社井辻コーポレーション 代表者代表取締役 井辻 智	

令和7年(フ)第95号	和歌山市楠本72番地の138 債務者 リノシステム株式会社 代表者代表取締役 西本 雄一 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 克己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第1801号	横浜市中区野毛町4-162-401 債務者 株式会社清元 代表者代表取締役 藤本 雄大 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 雅紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前10時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1772号	大阪市福島区大開2丁目4番17号 債務者 株式会社G A D 代表者代表取締役 西澤 照彦 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城之内太志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1732号	大阪市西区西本町3丁目1番46号 債務者 三隆商事株式会社 代表者代表取締役 村原 忠実 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濑戸 崇史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第267号	東京都渋谷区代々木2丁目36番10号 債務者 有限会社ペリーズコミュニケーションズ 代表者取締役 及川 智人

令和7年(フ)第34号	奈良県大和高田市大字勝目62番地11 債務者 樋口 利憲 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 射場 守夫 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時35分 6 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第20号	福岡県直方市大字頓野513番地1 債務者 特定非営利活動法人愛と感謝の会 代表者理事 高岡 政義 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 尚志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時 福岡地方裁判所直方支部 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第114号	岡山県総社市久代504番地2 債務者 樋口 裕昭 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥野 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第51号	福島市鳥谷野字水汲田1番地の2アートインとやの102号室、従前の住所福島市鳥谷野字道光内21番地の1 債務者 渡海 信司 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安倍 孝祐 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和6年(フ)第549号	神奈川県平塚市中原1丁目13番25-102号 ウエストパークE 債務者 原永 智勝 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡安 知巳
令和6年(フ)第625号	愛知県岡崎市中島町字戸井6番地1 メゾン戸井 107、前住所愛知県岡崎市天白町字流れ6番地7 セレーノ天白 103 債務者 焼き鳥りき丸こと 佐々木広行 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 広有 4 破産債権の届出期間 令和7年6月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月12日午後2時5分 6 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第42号

千葉県勝浦市串浜1188番地
債務者 狩野 靖之

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒木 尚
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第274号

神戸市垂水区狩口台5丁目15番304号
債務者 サン・エンタープライズこと 坂木登志雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 世良 峻
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時45分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第29号

島根県大田市大田町大田八304番地2
債務者 玉井 紳悟

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 射場かよ子

- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第41号

鹿児島県志布志市志布志町安楽6086番地2
ハーバープレステージB1、旧住所三重県四日市市桜花台1丁目3番地9
債務者 松下 信浩

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第47号

鹿児島県垂水市牛根境1180番地
債務者 森 弘己

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒木 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第216号

北九州市八幡西区京良城町14番13号
債務者 田中 華奈(旧姓山口)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 耕作
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1024号

大阪府箕面市桜井3丁目10番35号
債務者 土井 美希

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下枝 歩美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第150号

福岡県中間市岩瀬3丁目11番2号
債務者 永瀬 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川上 武志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第160号

北九州市八幡西区大字野面2454番地3(1棟301)

債務者 三浦富貴子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田篠 亮博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第182号

福岡県遠賀郡岡垣町旭台1丁目1番8号 旭台アパート201号

債務者 福田 広子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川上 武志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第236号

北九州市門司区葛葉1丁目9番18号(102)、前住所福岡市東区香椎照葉6丁目3番12-1118号 照葉クロススタイル

債務者 矢野 貴大

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩岡 優子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第237号

北九州市門司区葛葉1丁目9番18号(102)、前住所福岡市東区香椎照葉6丁目3番12-1118号 照葉クロススタイル
債務者 矢野可奈子(旧姓磯部)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩岡 優子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第263号

北九州市八幡西区上上津役4丁目2番42-406号

債務者 曽我部達弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 直生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第177号

宮崎県児湯郡木城町大字椎木1790番地2
債務者 山田 祐子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 真大
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第1236号

大阪市鶴見区諸口1丁目2番3号
債務者 甲田鉄工所こと 甲田 進

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曾波 重之
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1237号

大阪市鶴見区諸口1丁目2番3号
債務者 甲田 昇

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曾波 重之
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1435号	大阪府八尾市西山本町6丁目3番21号 西山本2号コーポラス103号 債務者 いのっちここ屋こと 井野 知由 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀部 道寛 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1857号	大阪府吹田市古江台2丁目10番1-603号 債務者 桑田 藤一 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大林 良寛 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間	
令和7年(フ)第192号	大阪府岸和田市小松里町1161番地 共立マンション小松里102号 債務者 中岸 順三 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第36号	兵庫県加西市満久町577番地 債務者 坂本 和子 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第711号	山形県寒河江市大字田字五反72番地 ひがし団地4号棟305号室 債務者 鈴木千加代

1 決定年月日時 令和7年5月9日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 山形地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第503号	愛知県春日井市上条町4丁目148番地 コーポ林2A号 債務者 深澤 功 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第569号	名古屋市北区上飯田南町5丁目20番地 レグノ・アレッタ310号 債務者 仁井田絵里奈 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第582号	名古屋市名東区山の手3丁目105番地の1 シャトル山手II 2D号 債務者 小川 由美 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第641号	愛知県あま市甚目寺須原87番地 債務者 新井萬亀子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第713号	名古屋市中区丸の内3丁目6番13号 アーバンヒール久屋大通パーク904号 債務者 内田 健斗 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第24号	三重県志摩市磯部町迫間533番地86 あすなろ住宅ちー1号 債務者 喜田 有亮 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年(フ) 第97号	岡山県倉敷市玉島八島2092番地 ピーチハイツ205、軒居前の住所岡山県倉敷市水江1420番地9 債務者 矢野 淳喜 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ) 第107号	岡山県倉敷市片島町906番地3 アルバータカタシマ 105 債務者 松田 聰司 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ) 第117号	福岡県うきは市吉井町福音783番地1 ユノソハイツ105号、前住所福岡県うきは市浮羽町朝田98番地3 債務者 橋口 忠士 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ) 第121号	福岡県久留米市梅満町19番地1 IT梅満1棟202号、前住所福岡県久留米市高良内町4165番地8 債務者 大熊 翔 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ) 第218号	北九州市八幡西区木屋瀬4丁目4番25号、前住所北九州市八幡西区陣山1丁目1番12-204号 債務者 廣永ゆかり 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ) 第418号	埼玉県戸田市笛面南町3番15号 債務者 横山 千尋(旧姓櫻井) 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ) 第232号	北九州市門司区黄金町2番18-305号 債務者 稲敷 雅三 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ) 第45号	鹿児島県鹿屋市西原2丁目14番41号 債務者 倉ヶ崎義人 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ) 第261号	北九州市戸畠区中原西2丁目17番10-205号 債務者 早川 勇 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ) 第264号	北九州市八幡西区上津役3丁目20番31-202号 債務者 小野 明美 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ) 第272号	北九州市八幡西区青山2丁目1番1号 債務者 田口 幸子

令和5年(フ) 第214号	静岡県富士市伝法947番地の48 破産者 株式会社A s' t e a m 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所富士支部
令和5年(フ) 第268号	静岡県富士市伝法1663番地の5 破産者 株式会社マイホームしづおか 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所富士支部
令和6年(フ) 第836号	広島市西区庚午中1丁目4番31-103号 破産者 株式会社タウンサービス 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ) 第32号	宮崎市橋通西3丁目2番26号 大阪屋ビル4階 破産者 有限会社R I S E C R E A T I O N 1 決定年月日 令和7年5月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宮崎地方裁判所破産係
破産手続廃止	破産手続終結
令和6年(フ) 第1627号	札幌市中央区北2条西3丁目1番地 タケサトビル6階、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区北1条西3丁目2番 破産者 株式会社柏嶺舎 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和5年(フ) 第40号	秋田県大館市比内町中野字中野23番地 破産者 有限会社ナチュラルファーマーズ 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 秋田地方裁判所大館支部
令和6年(フ) 第24号	福岡県直方市須崎町3番37号竹田ビル6階25号室 破産者 株式会社B l u e S k y S e c u r i t y 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所直方支部

令和4年(フ)第56号

大分県日田市大字十二町563番地
破産者 株式会社新象

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大分地方裁判所日田支部

令和3年(フ)第135号

茨城県つくば市房内341番地、住所埼玉県越谷市越ヶ谷1-11-26 ザパークハウス越ヶ谷1305

破産者 野口 和博

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第103号

千葉県大網白里市駒込1377番地1
破産者 藤波 重弘

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定**令和6年(フ)第48号**

福岡県遠賀郡水巻町宮尾台18番12号、前住所福岡県宮若市本城1152番地 メゾンリヴィエールC 201

- 破産者 三輪英里奈（開始決定時の姓 渡邊）
- 1 決定年月日 令和7年5月7日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和6年(フ)第1532号

札幌市北区北38条西2丁目2番17号 ナーシングホームレラ麻生、開始決定時の住所札幌市中央区南7条西6丁目2番地2 ベルサエルシア302号

破産者 田中 秀明

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事部第4部

令和6年(フ)第217号

石川県白山市千代野東6丁目14番地4

破産者 梶田真樹子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第353号

滋賀県守山市守山3丁目13番21号

破産者 鵜飼 孝之

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第497号

北九州市小倉北区熊谷2丁目9番17号

破産者 林 秀信

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和6年(フ)第325号**

北海道空知郡上富良野町東町4丁目1番33号
破産者 有限会社丸ワ渡辺商店

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月20日午後2時20分

令和7年5月9日 旭川地方裁判所民事部

令和4年(フ)第3886号

大阪府東大阪市中小阪3丁目1番3号

破産者 株式会社東伸

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月7日午後2時20分

令和7年5月8日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第209号

佐賀市嘉瀬町大字十五1317番地1

破産者 岩宗 和人

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月3日午前11時
令和7年5月9日

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第138号

和歌山県海南市下津町下津2588番地

破産者 森下 忠利

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月24日午後1時30分
令和7年5月8日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第305号

香川県高松市香川町川東上1308番地1

破産者 有限会社ノーソ

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月8日午前11時
令和7年5月9日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第158号

宮崎県日向市中堀町2丁目90番地2
破産者 株式会社栄工務店

- 異議申述期間 令和7年6月19日まで
令和7年5月8日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第17号

宮崎県日向市中堀町2丁目90番地2
破産者 岩下 渡

- 異議申述期間 令和7年6月19日まで
令和7年5月8日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第43号

宮崎県東諸県郡国富町大字三名4024番地1
破産者 山野 哲男

- 異議申述期間 令和7年6月20日まで
令和7年5月9日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第3417号

大阪市天王寺区勝山2丁目21番3-101号
破産者 PHEOBE JAPAN合同会社

- 異議申述期間 令和7年7月3日まで
令和7年5月8日 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第3418号

大阪市天王寺区勝山2丁目21-3 アリバ

101号室、住民票上の住所大阪府柏原市片山町17番18号
破産者 菅谷 潤

- 異議申述期間 令和7年7月3日まで
令和7年5月8日 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5540号

大阪市平野区平野南2丁目1番7号 ロイヤルグレイブ平野 603号、前住所大阪市住吉区庭井2丁目20番29号 シャトル庭井 103号
破産者 山本住設こと 山本 一秋

- 異議申述期間 令和7年7月3日まで
令和7年5月8日 大阪地方裁判所第6民事部

**免責許可申立てに関する意見
申述期間****令和7年(フ)第1号**

新潟県上越市大和4丁目6番43号
破産者 内田 慎也

- 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
令和7年5月9日 新潟地方裁判所高田支部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2021号

東京都江戸川区西葛西6丁目13番14号 丸清ビル1階

清算株式会社 株式会社東京アート
代表清算人 金城 基真

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第2022号

東京都渋谷区円山町5番5号Navi渋谷V3階

清算株式会社 株式会社Energy Batt
o n
代表清算人 依田 峻

- 1 決定年月日 令和7年4月25日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第3011号

大阪市中央区北浜1丁目1番9号
清算株式会社 北浜インベストメント株式会社
代表清算人 五十右信啓

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第3012号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号JPCビル
清算株式会社 株式会社SYM
代表清算人 武笑 美也

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第3013号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号JPCビル
清算株式会社 株式会社MERGIC
代表清算人 武笑 美也

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第3014号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号JPCビル
清算株式会社 PRO株式会社
代表清算人 武笑 美也

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第3015号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号
清算株式会社 株式会社夢想塾
代表清算人 武笑 美也

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第3016号

大阪市中央区内平野町1丁目3番6号
清算株式会社 株式会社エデュース
代表清算人 武笑 美也

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第2049号

東京都文京区本郷4丁目17番8号
清算株式会社 株式会社インターワン
1 決定年月日 令和7年5月1日

- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第2016号

東京都千代田区永田町2丁目17番17号アイオス永田町2F
清算株式会社 CA PARTNERS株式会社
代表清算人 藤城 有哉

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権（令和6年5月28日までに発生した債権の元本）の0.05%の金員（1円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から1か月以内に弁済する。

2 前項の弁済は、本協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

3 本件協定債権者は、第1項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。

4 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が前項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

5 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

令和6年(再)第31号

茨城県筑西市下江連1226番地
再生債務者 日本電解株式会社

特別調査期間 令和7年6月19日から令和7年6月20日まで
令和7年4月30日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和6年(再)第31号

茨城県筑西市下江連1226番地
再生債務者 日本電解株式会社

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3 債権者集会

- (1) 期日 令和7年6月25日午前11時30分
- (2) 会議の目的 再生計画案の決議

- 4 書面投票期間 令和7年6月17日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年6月11日
令和7年4月30日

東京地方裁判所民事第20部
小規模個人再生による再生手続き開始

令和7年(再イ)第32号

札幌市手稲区西宮の沢3条3丁目9番11号
再生債務者 増山 研

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第78号

札幌市東区北7条東13丁目1番25-301号
再生債務者 三宅 勇人

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第84号

札幌市中央区南18条西7丁目2番31-406号
再生債務者 佐々木慶次

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第10号 秋田市保戸野八丁5番26号 再生債務者 嶋峨 健（旧姓吉富） 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月20日まで 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第39号 千葉県松戸市東平賀523番地の2 グレイスフル・I-203号 再生債務者 碓井 明生 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
令和7年（再イ）第17号 秋田市飯島新町3丁目13番7号 再生債務者 筒井 知晴 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月20日まで 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第7号 岐阜県多治見市旭ヶ丘8丁目29番地の84 市営住宅9棟932号 再生債務者 杉山 紀弘 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで 岐阜地方裁判所多治見支部	1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再イ）第55号 千葉市若葉区若松台3丁目18番8号 再生債務者 柳田亜記子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月20日まで 秋田地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第355号 愛知県春日井市前並町1丁目8番地9 グローリアス春日井前並町101号 再生債務者 松浦 桐子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月20日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第12号 岐阜県各務原市鵜沼各務原町2丁目199番地1（ナビシティ鵜沼II405号） 再生債務者 中村 潤 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第10号 埼玉県越谷市大字大里499番地5 再生債務者 岩崎 祐典 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月20日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第5号 岐阜市中津川市付知町3107番地45 再生債務者 曽我富士雄 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第25号 大阪府阪南市尾崎町8丁目39番12号 再生債務者 副田 孝徳 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月20日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで 仙台地方裁判所第4民事部
	令和7年（再イ）第3号 仙台市宮城野区岩切字鴻巣136番地の8 再生債務者 本田 洋介	1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月10日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第37号 千葉県我孫子市並木7丁目15番6号 再生債務者 山口 雄矢 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(再イ)第38号 京都府宇治市伊勢田町中山48番地 KIZUNA RESIDENCE 402号 再生債務者 内木場勇人 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第40号 千葉県流山市大字東深井478番地の19 再生債務者 池田 大輔 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(再イ)第1号 京都府舞鶴市愛宕上町3番地8 再生債務者 林 富美江 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月10日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第1号 千葉県香取郡東庄町東今泉1441番地4 再生債務者 小澤 肇 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所佐原支部	令和7年(再イ)第8号 山口県宇部市西梶返1丁目9番60-103号 再生債務者 田中 貴三 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(再イ)第124号 東京都大田区南千束3-28-8 再生債務者 岡田 有平 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第19号 大阪府枚方市西牧野3丁目2番10号 再生債務者 興梠 孝洋 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第221号 横浜市磯子区久木町20番25号 再生債務者 中村 直貴 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年6月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年(再イ)第27号 大阪府泉南郡熊取町五門東1丁目13番33号 再生債務者 山田 嶽平 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年(再イ)第52号 横浜市港北区新横浜3-22-8 601号室(住民票上の住所) 横浜市港北区大倉山5丁目10番12-601号 再生債務者 松尾 章吾 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第34号 広島市安芸区瀬野西3丁目12番22号 再生債務者 濱谷 忠興 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第134号 東京都多摩市諒訪1-11-5-307 再生債務者 大倉 逸男 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年(再イ)第18号 福岡県久留米市善導寺町飯田572番地17 再生債務者 中野 幸司 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第31号

北九州市若松区修多羅3丁目3番36号

再生債務者 荒木 和真

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第18号

佐賀市諸富町大字山領801番地5

再生債務者 白石 太

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年6月26日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第4号

青森県南津軽郡藤崎町大字榎字龜田19番地23

再生債務者 鈴木 薫

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月4日まで

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(再イ)第15号

盛岡市東見前9地割62番地63

再生債務者 須永 樹慰

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月4日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第10号

群馬県前橋市上沖町248番地2

再生債務者 八木原沙知

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月11日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第30号

東京都町田市金井5丁目19番10号バーシモン204

再生債務者 河口 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月11日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第63号

さいたま市中央区下落合6丁目15番21号 ルルマル101(申立時の住所) 神奈川県鎌倉市台5丁目1番17号 メゾンドソフィア北鎌倉203

再生債務者 佐藤恵梨子(申立時の氏) 新井

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月27日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第5号

石川県小松市平面町ヨ45番地1 ジャラン小松店2階(従前の住所) 栃木県那須塩原市豊浦中町100番地736カノン中町C-203号

再生債務者 福田 晃弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月27日まで

金沢地方裁判所小松支部

令和7年(再イ)第5号

長野県東筑摩郡筑北村東条2718番地2

再生債務者 一之瀬興一

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月27日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第17号

静岡県駿東郡清水町徳倉1604番地の11 サニーパレスB202

再生債務者 八尋 恵太

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月27日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第2号

静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見9645番地

再生債務者 杉本 勝彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月23日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第5号

静岡県浜松市中央区中沢町58番32号

再生債務者 小野 則之

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月23日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第9号

静岡県浜松市中央区桜台4丁目9番13号

再生債務者 垣本 文明

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月16日から令和7年6月23日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和6年(再イ)第41号

高知市池3230番地10

再生債務者 藤井 公教

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月27日まで

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第1号

熊本県天草郡苓北町富岡2998番地7

再生債務者 山本 憲二

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年6月27日まで

熊本地方裁判所天草支部1

令和7年(再イ)第5号

広島県吳市阿賀中央6丁目6番14-605号

再生債務者 住吉 千尋

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで

広島地方裁判所吳支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和6年(再イ)第8号

千葉県長生郡長柄町山之郷233番地25 F棟

再生債務者 伊藤久美子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月8日

千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和6年(再イ)第521号 東京都町田市忠生2-15-77 再生債務者 諏訪 哲巨 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 26日まで 令和7年5月8日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第131号 仙台市青葉区中山4丁目22番18-708号 再生債務者 青田 彩 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月9日 仙台地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第74号 岐阜県本巣郡北方町天狗堂1丁目27番地 シャトーアサヒ3 202号 再生債務者 鈴木いづみ 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月9日 岐阜地方裁判所	令和6年(再イ)第113号 千葉県野田市尾崎台41番地の7 再生債務者 寺本 茂 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで 令和7年5月7日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年(再イ)第572号 東京都葛飾区柴又6-23-13-208 再生債務者 森田 恵司 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 26日まで 令和7年5月8日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第6号 栃木県那須塩原市鍋掛1088番地429 再生債務者 吉澤 友子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月9日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和6年(再イ)第41号 三重県鈴鹿市末広東6-28 レオパレスライ ト203(住民票上の住所) 静岡県湖西市駿南 3丁目2番101号 再生債務者 岡嶋 嘉則 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月9日 津地方裁判所再生係	令和7年(再イ)第8号 大阪府和泉市伏屋町1丁目5番19-101号 再生債務者 植村 優介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 4日まで 令和7年5月7日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和6年(再イ)第65号 埼玉県春日部市内牧4841番地1 再生債務者 安原 義貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月8日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年(再イ)第7号 栃木県那須塩原市二つ室70番地98 再生債務者 茂野 和也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月9日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年(再イ)第6号 大阪府岸和田市上町27番10号 再生債務者 舟尾 直功 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月2日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和6年(再イ)第46号 静岡県富士市岩本112番地の46 再生債務者 鈴木 宏紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで 令和7年5月8日 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和6年(再イ)第179号 名古屋市中川区打出町字江西751番地の1 再生債務者 櫻井 敦浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月8日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第55号 群馬県伊勢崎市宮子町3016番地1 ニュー フィールドA 202(住民票上の住所) 群馬県 伊勢崎市東小保方町3877番地3 再生債務者 堀田 昌志 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月9日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(再イ)第57号 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1888番地 9 再生債務者 伊藤 和毅 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月9日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第590号 大阪府茨木市沢良宜西1丁目3番503号(申 立時の住所 大阪府東大阪市小阪1丁目4- 36) 再生債務者 大野 和也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで 令和7年5月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第7号 福岡県久留米市津福本町1887番地2 Har best壱番館108号 再生債務者 中村 優 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月8日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和6年(再イ)第153号 東京都日野市新井2丁目8番地の25 再生債務者 藤本 匠 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月9日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第20号 北海道帯広市西23条南4丁目38番地23 再生債務者 仁科 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 3日まで 令和7年5月9日 釧路地方裁判所帯広支部再生係	令和6年(再イ)第221号 札幌市中央区宮の森3条5丁目1番15号 口 イヤル宮の森208号 再生債務者 油井 晶 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで 令和7年5月9日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第17号
 札幌市中央区南6条西7丁目2番地3ル
 セーヌ札幌305号
 再生債務者 西谷内晃之
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 6日まで
 令和7年5月9日
 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年（再イ）第6号
 佐賀県唐津市湊町723番地8
 再生債務者 高田 達也
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 6日まで
 令和7年5月9日 佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年（再イ）第5号
 福島県田村郡小野町大字小野赤沼字物木作35
 番地の8
 再生債務者 二瓶 直也
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 9日まで
 令和7年5月9日
 福島地方裁判所郡山支部再生係
令和7年（再イ）第2号
 岡山市南区福富西3丁目1番8号 益田興産
 ビル101
 再生債務者 今井龍之介
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
 月29日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 29日まで
 令和7年5月8日
 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第2号
 岡山県総社市駅前2丁目6番1号 岩佐ビル
 201
 再生債務者 柏木 雅史

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
 月29日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 29日まで
 令和7年5月8日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年（再イ）第6号
 福岡県遠賀郡芦屋町花美坂23番11号
 再生債務者 渡邊孝一郎
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
 月29日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 29日まで
 令和7年5月8日
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年（再イ）第64号
 熊本市東区画団町大字重富514番地17
 再生債務者 泉 英伸
 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月10日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
 月29日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 29日まで
 令和7年5月8日
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年（再イ）第82号
 熊本県菊池市泗水町吉富1409番地1
 再生債務者 武藤美奈子
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
 月29日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 29日まで
 令和7年5月8日
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年（再イ）第3号
 岡山県倉敷市藤戸町天城1076番地4
 再生債務者 坂口 真人

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
 月30日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 30日まで
 令和7年5月9日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和6年（再イ）第138号
 北九州市八幡西区日吉台3丁目10番8号
 再生債務者 守田 幸二
 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
 月30日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 30日まで
 令和7年5月9日
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年（再イ）第2号
 長崎県松浦市今福町東免851番地
 再生債務者 渡邊 計亮
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5
 月30日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 6日まで
 令和7年5月9日
 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係
令和6年（再イ）第26号
 香川県高松市香川町浅野936番地22
 再生債務者 附柳 雄二
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
 月6日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 6日まで
 令和7年5月9日
 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年（再イ）第11号
 宮崎県延岡市中島町4丁目318番地1
 再生債務者 奈須 広美
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6
 月6日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 6日まで
 令和7年5月9日
 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年（再口）第81号
 大阪府寝屋川市萱島東3丁目4番13号
 再生債務者 吉田 栄知
 1 決議に付する変更再生計画案 令和7年3月
 17日付け変更再生計画案
 2 変更再生計画案に対する回答期間 令和7年
 5月29日まで
 令和7年5月1日
 大阪地方裁判所第6民事部
給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再口）第1号
 札幌市西区八軒2条東5丁目2番12号
 再生債務者 平沼 恵美
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
 による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令
 和7年6月19日まで
 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再口）第2号
 秋田県男鹿市船川港船川字小沢田146番地103
 再生債務者 菅原 準
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
 による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令
 和7年6月20日まで
 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年（再口）第10014号
 東京都足立区保木間4-47-4-202
 再生債務者 内田 美香
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
 による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令
 和7年7月10日まで
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第2号

東京都八王子市橋原町308番地15

再生債務者 瀬戸 英也

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令和7年7月11日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第1号

大阪府阪南市鳥取中488番地の14

再生債務者 阿南 直義

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月2日付け再生計画案
 - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 - 3 2の書面の提出期間 令和7年6月5日まで
- 令和7年5月8日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
給与所得者等再生による再生計画認可

令和6年(再口)第4号

静岡県浜松市中央区積志町881番地の2

再生債務者 高木 文香

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和7年4月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年5月9日
静岡地方裁判所浜松支部再生係
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

大阪府泉佐野市下瓦屋470番地の1

申立人 三愛ホーム株式会社

住所・居所 不明

(亡新谷新之丞の最後の住所) 大阪市平野区加美鞍作1丁目11番22-2607号 (不動産登記記録上の住所) 大阪府泉佐野市下瓦屋4丁目1番1号、大阪市南区阪町19番地

所有者 亡新谷新之丞相続財産

届出期間満了日 令和7年6月30日

令和7年5月1日

大阪地方裁判所岸和田支部

(別紙) 物件目録

1 所在 泉佐野市鶴原1丁目

地番 2777番2

地目 田

地積 38平方メートル

2 所在 泉佐野市鶴原1丁目

地番 2790番1

地目 田

地積 547平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

申立人 内灘町長 生田 勇人

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 河北郡内灘町字西荒屋口49番地

所有者 亡吉本彰相続財産

届出期間満了日 令和7年7月3日

令和7年5月2日 金沢地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 河北郡内灘町字西荒屋口49番地

家屋番号 49番

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 101.51平方メートル

2階 49.68平方メートル

令和7年(チ)第2号

石川県羽咋市旭町A200番地

申立人 羽咋市長 岸 博一

住所・居所 不明

(最後の住所) 石川県羽咋市大川町2丁目168番地1

所有者 亡江下聰相続財産

届出期間満了日 令和7年7月2日

令和7年5月2日 金沢地方裁判所七尾支部

(別紙) 物件目録

1 所在 羽咋市大川町一丁目76番地

家屋番号 76番

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 69.26平方メートル

2階 26.39平方メートル

2 所在 羽咋市吉崎町イ8番地

家屋番号 8番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建 (未登記増築部分木造日本瓦2階)

床面積 178.51平方メートル (未登記増築部分床面積46.43平方メートル)

(附属建物)

符号 1

種類 倉庫

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 16.52平方メートル

2階 16.52平方メートル

符号 2

種類 物置

構造 木造瓦葺平家建

床面積 3.30平方メートル

符号 3

種類 物置

構造 木造瓦葺平家建

床面積 19.83平方メートル

符号 4

種類 物置

構造 木造瓦葺平家建

床面積 65.28平方メートル

令和7年(チ)第5号

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

申立人 七尾市長 茶谷 義隆

住所・居所 不明

(最後の住所) 石川県七尾市能登島田尻町二部42番地

所有者 亡竹田米子相続財産

届出期間満了日 令和7年7月2日

令和7年5月2日 金沢地方裁判所七尾支部

(別紙) 物件目録

1 (未登記建物)

所在 七尾市能登島田尻町二部45番地

種類 居宅

構造 木造2階建

床面積 1階 135.30平方メートル

2階 54.45平方メートル

(附属建物)

符号 1

種類 付属家

構造 木造平家建

床面積 23.10平方メートル

会社その他のお知らせ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しては解散するにいたしましたので公告します。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月十九日

東京都渋谷区円山町11-1-1第一八宮庭アハシヨハ110五 (甲) 合同会社1623

代表社員 相川 幸平

東京都渋谷区円山町11-1-1第一八宮庭アハシヨハ110五 (乙) 合同会社1623アネジメハト

代表社員 相川 幸平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しては解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.oricon.jp/denshi.html>

(乙) 掲載紙 宮報

掲載の日付 令和7年4月11日

掲載頁 四十1頁 (専外第八十一回)

令和7年5月十九日

東京都港区六本木六丁目八番1〇号

(甲) 株式会社オリコリコンセントラル

代表取締役 柏崎 柚樹

東京都港区六本木六丁目八番1〇号

(乙) オリコリコンセントラル

代表取締役 高橋 大地

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和7年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和7年三月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年六月二十三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://kessan.info/960004777.html>

(乙) <https://kessan.info/270825210.html>

令和七年五月十九日
東京都港区海岸一丁目二番二〇号

六月二十三日までにお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年六月二十三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 株式会社エヌサンス関東
代表取締役社長 小川 雅広

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 株式会社エヌサンス関東
代表取締役 社長 關根 徳幸

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.nisshinfire.co.jp/>

令和七年五月十九日
埼玉県深谷市西島四丁目一番八号

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.nisshinfire.co.jp/>

令和七年五月十九日
埼玉県深谷市西島四丁目一番八号

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(丁) 横浜市西区平沼一丁目九番一七一八〇一号 （甲）合同会社MEGUMI 代表社員 平松 明芳	(戊) 東京都板橋区西台三丁目二三一〇 （乙）合同会社ちやまる 代表社員 平松 明芳
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和六年七月四日 掲載頁 四十頁 (号外第一六一號)	(甲) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和六年七月四日 掲載頁 四十頁 (号外第一六一號)
（丙） 東京都市住之江区柴谷二丁目五番六号 代表取締役 宮本 修	（丙） 淡路鋼管株式会社 代表取締役 宮本 修

(丁) 横浜市西区南幸二丁目一四番三号 （甲）株式会社横浜会館 代表取締役 松本美智子	(丁) 横浜市西区南幸二丁目一四番三号 （甲）株式会社ホテルグランヴィア広島 代表取締役 島田 正義
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。	左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(乙) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年五月十九日 掲載頁 一二一頁 (号外第一〇四號)	(乙) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和七年五月十九日 掲載頁 一二一頁 (号外第一〇四號)
（丙） 大阪市住之江区柴谷二丁目五番六号 代表取締役 宮本 修	（丙） 大阪市住之江区柴谷二丁目五番六号 代表取締役 宮本 修

(甲) 横浜市西区南幸二丁目一四番三号 （甲）株式会社横浜会館 代表取締役 松本美智子	(甲) 横浜市西区南幸二丁目一四番三号 （甲）株式会社セントケア岡山株式会社 代表取締役 高橋 都子
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。	左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(乙) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和六年六月二十八日 掲載頁 二六一頁 (号外第一五七號)	(乙) 揭載紙 官報 掲載の日付 令和六年十二月二十七日 掲載頁 七十六頁 (号外第三〇五號)
（丙） 沖縄県那覇市壱屋二丁目二七番六号 代表取締役 柴田 満	（丙） 沖縄県那覇市壱屋二丁目二七番六号 代表取締役 柴田 満

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億五百三十万二千四百六十四円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十月十六日

掲載頁 九十八頁 (号外第二四一號)

令和七年五月十九日

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号新宿三井ビルディング十一階

株式会社 double jump. tokyo 代表取締役 上野 広伸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十月四日

掲載頁 八十三頁 (号外第二三三三號)

令和七年五月十九日

東京都千代田区麹町四丁目八番地一

株式会社ユーフォリア 代表取締役 橋口 寛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億一千二百二十七万二千二百三十八円減少して、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

https://k.secure.freee.co.jp/companies/816830/announces

令和七年五月十九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

株式会社フェイガード
代表取締役 石崎 貴紘**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千萬十円減少し、一千円とすることにいたしました。減少した金額は全額資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.schemeverge.com/

令和七年五月十九日

東京都文京区向丘二丁目三番一〇号東大前 HIRAKUGATE四〇一 scheme verge 株式会社 代表取締役 嶽南 達貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億五千四百八十万八千八百八十六円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を七億八千八百一萬三千三百十五円、資本準備金の額を三十八億七千八百五十五万八千七百七十八円減少することにいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本金の額を二百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。減少した金額は全額資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を七億八千八百一萬三千三百十五円、資本準備金の額を三十八億七千八百五十五万八千七百七十八円減少することにいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本金の額を六千四百八十二万円、資本準備金の額を六千四百八十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本金の額を九億五百三十万二千四百六十四円減少し、減少した金額は全額資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を三十八億七千八百五十五万八千七百七十八円減少することにいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本金の額を四十三億二十三万六千八十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本金の額を九億五百三十万二千四百六十四円減少し、減少した金額は全額資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を三十八億七千八百五十五万八千七百七十八円減少することにいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資本金の額を六千四百八十二万円、資本準備金の額を六千四百八十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を一億四千六十九万円、資本準備金の額を百二十五億円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
 掲載の日付 令和七年四月十六日
 掲載頁 四十九頁（号外第八十六号）
 令和七年五月十九日
 京都市伏見区桃山町根来一二番地四
 UDOON株式会社
 代表取締役 小西 達也

定款変更につき通知公告
 当社は、令和七年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 令和七年五月十九日
 東京都渋谷区神宮前一丁目二〇番七号
 株式会社マーサー・マーサー
 代表取締役 西 桂

定款変更につき通知公告
 当社は、令和七年六月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 令和七年五月十九日
 大阪府吹田市高城町五番一五号
 株式会社エムエムパシフィック
 代表取締役 田中 敏之
 令和七年五月十九日
 外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
 当社の全ての日本における代表者である沈太龍が退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

限定承認公告
 本籍宮城県氣仙沼市高井六七番地二、最後の日本における代表者 沈 太 龍
 令和七年五月十九日
 東京都江東区青海三丁目四番七号
 株式会社エムエムパシフィック
 日本における代表者 沈 太 龍
 令和七年五月十九日
 住所宮城県氣仙沼市古町二丁目三番九号
 被相続人 死 小野寺 哲

右被相続人は令和七年三月二十九日死亡し、その相続人は令和七年五月七日仙台家庭裁判所気仙沼支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年五月十九日
 宮城県気仙沼市古町二丁目三番九号
 相続財産清算人 小野寺千代子

限定承認公告

本籍東京都大島町野増一一番地、最後の住所東京都大島町野増字イタイノサワ五九五番

右被相続人は令和六年八月二十二日死亡し、その相続人は令和七年四月二十三日東京家庭裁判所伊豆大島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年五月十九日
 埼玉県深谷市西島町三丁目一五番六号五th
 ハパティーナ二階内田徹法律事務所
 相続財産管理人 濱本 記子
 代理人弁護士 内田 徹

限定承認公告

本籍岡山県井原市下出部町三八四番地、最後の住所本籍に同じ
 右被相続人は令和六年十一月三十日死亡し、その相続人は令和七年四月二十四日岡山家庭裁判所倉敷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年五月十九日
 広島県福山市御幸町大字森脇一四九番地一
 エリザベス一〇一
 相続財産清算人 矢田千香子

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年五月十七日開催の通常総会において、出資一口の金額を金十万円から金一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨お申し出ください。

令和七年五月十九日
 東京都江東区青海三丁目四番七号
 株式会社エムエムパシフィック
 日本における代表者 沈 太 龍

被相続人 死 小野寺 哲

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合の事務所に備え置いてあります。
 以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第一項の規定により公告いたします。

令和七年五月十九日
 愛知県一宮市小信中島字郷東一二番地
 尾州ガーメント協同組合
 代表理事 八木 直彦

右被相続人は令和七年五月十九日死亡し、その相続人は令和七年五月七日仙台家庭裁判所気仙沼支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日
 愛知県一宮市小信中島字郷東一二番地
 尾州ガーメント協同組合
 代表理事 八木 直彦

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合の事務所に備え置いてあります。
 以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第一項の規定により公告いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日
 岐阜県岐阜市千代田丸の内一丁目六番一號アース
 厚木ロジ特定目的会社
 取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、二億一千八百六十万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年五月十九日
 東京都中央区銀座二丁目六番一號アース
 タックス税理士法人内
 取締役 高山 知也

取消公告

令和七年一月三十一日掲載の組織変更公告は取消します。

令和七年五月十九日
 岡山県瀬戸内市牛窓町長浜六八八七番地
 有限会社聖美（旧商号有限会社浜崎鉄工）
 代表取締役 浜崎 聖一

正誤

ページ	段	行	誤	正
二八	上	〔改正後欄〕	第八八・〇二項	〔第八八〇二・六
	九	〔終りから八〕	〔〇号〕	〔〇号〕

令和七年四月九日（号外第八十号）公布経済産業省令第三十六号（輸出貿易管理令別表第一及び国外為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令）
 （原稿誤り）

令和七年四月九日（号外第八十号）経済産業省令第六十三号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件）
 （原稿誤り）

四六	上	終りから二行目	政令の施行の日	正
		〔二行目〕	〔政令〕	〔令和七年四月二十三日官庁報告欄法務省告示配〔原稿誤り〕〕
		〔二行目〕	〔政令〕	〔令和七年四月二十三日官庁報告欄法務省告示配〔原稿誤り〕〕

令和七年五月十九日
 東京都千代田丸の内一丁目四番一号東京
 共同会計事務所内
 取締役 高山 知也